



2022年5月13日

各位

会社名 中外炉工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 尾崎 彰
(コード番号 : 1964 東証プライム)
問合せ先 取締役業務本部長 根来 茂樹
(TEL 06-6221-1251)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、定款の一部変更の議案を2022年6月28日開催予定の第80期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり変更するものであります。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を要求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除されるものといたします。
- (2) 当社の実態に即し、現行定款第25条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙に記載のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月28日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月28日(予定)

以 上

別紙（変更の内容）

（下線部分は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条~第16条 (条文省略)</p>	<p>第1条~第16条 (現行どおり)</p>
<p><u>第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第17条（電子提供措置等） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる</u> <u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする</u>ことができる</p>
<p>第18条~第24条 (条文省略)</p>	<p>第18条~第24条 (現行どおり)</p>
<p>第25条（顧問および相談役） 取締役会において必要と認めるときは顧問および相談役を置くことができる</p>	<p>第25条（<u>名誉会長、特別顧問、顧問</u>および相談役） 取締役会において必要と認めるときは<u>名誉会長、特別顧問、顧問</u>および相談役を置くことができる</p>
<p>第26条~第39条 (条文省略)</p>	<p>第26条~第39条 (現行どおり)</p>
<p>附則 第6条および第8条の変更の効力発生日は、平成29年6月22日開催の第75期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。</p>	<p>附則 第1条 第6条および第8条の変更の効力発生日は、平成29年6月22日開催の第75期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。</p>

<p>(新 設)</p>	<p>第2条</p> <p><u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする</u></p> <p>②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する</p> <p>③本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する</p>
--------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以 上